

2020年9月4日

課外活動団体顧問・監督各位

学生支援センター

所長 宇野文夫

指定クラブ強化特別入試受験希望者への面談等実施に伴うガイドライン
〔適用期間 2020年9月10日～当分の間〕

指定クラブ強化特別入試の受験希望者に向けた面談等（面談及び実技審査）を実施する場合に備えて、下記のとおりガイドラインを設定いたしました。各団体におかれましては各項目を遵守し、感染拡大防止に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

※指定クラブ強化特別入試の募集種目に指定されている課外活動団体のうち、課外活動が既に再開されている団体は、本ガイドラインに従い、面談等を実施することが可能です。

※活動が再開されていない団体が面談等実施を希望する場合、所定の申請様式に感染拡大防止策及び活動理由・活動内容等を記載し、学生支援センターに提出してください。学生支援センターが申請内容を確認し、受理された団体のみ実施を認めます。

記

1. 東京都など人口密集地から面談等に参加することを原則禁止する。
2. 各クラブが遠方から面談等参加者を受け付ける場合は、極力宿泊を伴わない日時を設定すること。
3. 各クラブは、面談等参加希望者及び付添者（高等学校等クラブ指導者又は保証人に限る）全員から署名、捺印済の参加承諾書の提出を受けたうえで、面談等を実施すること。
4. 各クラブの一回あたりの面談等参加者数は、面談等の回数を増やすなどし、人との距離を十分に確保できる人数となるよう、各クラブが定めること。
5. 参加承諾書を提出しない者は、当該クラブが面談等を実施する敷地内へ立ち入ることができない。
6. 提出された参加承諾書は、提出を受けた翌日までに全数を学生支援センター（KPCまたはKAC）に提出すること。
7. 各クラブは、面談等参加希望者及び付添者に向けて別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を踏まえ、感染防止対策を確実に講ずること。

※なお、今後の状況によっては、参加の条件が緩和、或いは逆に厳格化される可能性があります。

以上